

地域生活支援拠点等の整備 について

「地域生活支援拠点等」とは

【概要】

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・体験の場・緊急時の受け入れ地域の体制・相談など）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

* 整備等の手法として、多機能拠点整備型と面的整備型が国から示されている。

「地域生活支援拠点等」の整備にあたって求められる機能

① 相談

- ・地域移行、親もとからの自立等

② 体験の機会・場

- ・一人暮らし、グループホーム等

③ 緊急時の受け入れ・対応

- ・ショートステイの利便性・対応力向上等

④ 専門性

- ・人材の確保、養成、連携等

⑤ 地域の体制づくり

- ・サービス拠点、コーディネーターの配置等

地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について

① 協議会等の活用

❁協議会等を十分に活用し、どのような支援に拠点等を整備するか等を検討することが重要

- ・地域の実情に応じたニーズの把握・課題の共有
- ・関係機関等の連携・緊密化を図るため、事業所間・職種間の信頼関係構築の手法を検討する

② 関係者への研修・説明会の開催

❁整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要

③ 地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

❁拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要

拠点等に必要と考えられる機能(例)

必要な機能	機能を満たすためのサービスの考え方(例)
①緊急時の受け入れ・対応	短期入所等における緊急受け入れや医療機関への連絡体制が確保されていること。原則として365日対応であること。常時、グループホームやアパートなどの空き部屋が確保されていること。
②相談支援機能	コーディネーターや支援員などにより、24時間支援体制が確保されていること。地域移行、地域定着を中心とした横断支援を行う体制が確保されていること。
③体験の機会・場の確保	体験型入所を行うグループホームや自立した生活に向け訓練する場が確保されていること。
④専門性の確保	福祉職員に対する各種研修が実施されていること。強度行動障害や医療的ケアが必要な事業所が確保されていること。
⑤地域の体制づくり	コーディネーターが配置されていること。サービス利用調整を行う職員が配置されていること。
⑥その他	定期的に協議会等で圏域内の課題や状況等を情報共有していること。

杉並区の現状

必要な機能	杉並区の社会資源の現状	その他
①緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none">・知的で1か所あり(支援センターすだちが24H緊急対応・ショート先はすだちの里)・・・1床・24H対応はないが精神で1か所部屋のみ確保のショートステイあり(あおばケアセンター)	<ul style="list-style-type: none">・マイルドハート高円寺(医ケア対応可)・永福南G:身障のショートを実施予定
②相談支援機能	<ul style="list-style-type: none">・障害者地域相談支援センターがあるが、24時間対応ではない・また法内の地域移行・定着は実施していない・基幹相談支援センター的位置づけで地域ネットワーク推進係がある	
③体験の機会・場の確保	<ul style="list-style-type: none">・身体・知的は自立体験の場としてカラフルに2室あり・精神は自立生活の体験の場として①と同じところを活用・機会については各すまいるで自立を支援する事業を実施	
④専門性の確保	<ul style="list-style-type: none">・区主催で施設職員向けの研修を年1回実施・強度行動障害の方に対応する移動支援事業所:4カ所・通所事業所:3カ所・医ケア対応の通所事業所が6カ所・放課後デイが2カ所	
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・コーディネーターの配置はない・自立支援協議会などでネットワークの構築を図ってきてはいる。	
⑥その他	<ul style="list-style-type: none">・協議会や部会にて課題や状況の共有は行っている。	